

事例 2

課税期間中の課税売上高が5億円超又は 課税売上割合が95%未満の場合

公益財団法人〇〇協会の当課税期間（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の課税売上高等の状況は次のとおりです。

なお、課税売上げ及び課税仕入れの金額は、全て税込みの金額とします。

○当課税期間の課税売上げ等の状況

（単位：円）

項目	税率6.24% 適用分	税率7.8% 適用分	合計金額
① 料金等収入（課税売上げ）	—	120,000,000	120,000,000
② 備品売却収入（課税売上げ）	—	4,000,000	4,000,000
③ 土地売却収入（非課税売上げ）			50,000,000
④ 預金利息収入（非課税売上げ）			1,500,000
⑤ 補助金収入			
交付要綱等において課税売上げにのみ要する課税仕入れに用途が特定されているもの ^(注)	1,100,000	18,900,000	20,000,000
交付要綱等において課税売上げ及び非課税売上げに共通して要する課税仕入れに用途が特定されているもの ^(注)	800,000	14,200,000	15,000,000
交付要綱等において人件費（通勤手当を除く。）に充てることとされているもの			10,000,000
⑥ 寄附金収入			3,000,000
⑦ 配当金収入（出資に対するもの）			1,000,000
⑧ 保険金収入			2,500,000
⑨ 課税仕入れ			
課税売上げにのみ要する課税仕入れ	3,100,000	47,400,000	50,500,000
課税売上げ及び非課税売上げに共通して要する課税仕入れ	3,130,000	26,870,000	30,000,000
非課税売上げにのみ要する課税仕入れ	770,000	3,730,000	4,500,000
（合計）	7,000,000	78,000,000	
⑩ 消費税の中間納付税額			761,900
⑪ 地方消費税の中間納付税額			214,800

（注）内訳に示す税率が適用される課税仕入れ等にのみ用途が特定されている金額

1 個別対応方式を採用している場合

(1) 課税標準額

$$\begin{aligned}
 & \text{(料金等収入)} \quad \text{(備品売却収入)} \\
 & (120,000,000\text{円} + 4,000,000\text{円}) \times \frac{100}{110} = 112,727,272\text{円} \\
 & \quad \cdot \cdot \cdot \text{計算表1①B、付表2-3①B、付表1-3①-1B、第二表⑥} \\
 & \rightarrow 112,727,000\text{円} (1,000\text{円未満切捨て}) \\
 & \quad \cdot \cdot \cdot \text{付表1-3①B}
 \end{aligned}$$

（注）事例の場合、軽減税率（6.24%）が適用された取引がないため、付表1-3①B欄の金額を付表1-3①C（第二表①、第一表①）欄に、付表1-3①-1B欄の金額を付表1-3①-1C（第二表⑦）欄にそれぞれ転記します。

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$112,727,000円 \times 7.8\% = 8,792,706円$$

・・・付表1-3②B、第二表⑩

(注) 事例の場合、軽減税率(6.24%)が適用された取引がないため、付表1-3②B欄の金額を付表1-3②C(第二表⑩、第一表②)欄に転記します。

(3) 調整前の仕入控除税額の計算【計算表1を使用します】

調整前の仕入控除税額(特定収入に係る調整計算を行う前の課税仕入れ等の税額)を計算します。

○個別対応方式を採用した場合の調整前の仕入控除税額

調整前の仕入控除税額	=	課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額	+	課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等の税額	×	課税売上割合
------------	---	----------------------	---	-------------------------------	---	--------

イ 課税売上割合

$$\frac{112,727,272円^{(注1)}}{112,727,272円^{(注1)} + 51,500,000円^{(注2)}} = \frac{112,727,272円}{164,227,272円} = 68.64... \% < 95\%$$

・・・付表2-3④・⑦・⑧、第一表⑮・⑯

(1)の金額

$$(注1) \text{ 課税売上高(税抜き)} = 112,727,272円$$

・・・計算表1①C、付表2-3①C

(土地売却収入) (預金利息収入)

$$(注2) \text{ 非課税売上高} = 50,000,000円 + 1,500,000円 = 51,500,000円$$

・・・計算表1④C、付表2-3⑥C

ロ 調整前の仕入控除税額

(イ) 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額

① 税率6.24%適用分

$$3,100,000円 \times \frac{6.24}{108} = 179,111円 \dots \text{付表2-3⑰A}$$

② 税率7.8%適用分

$$47,400,000円 \times \frac{7.8}{110} = 3,361,090円 \dots \text{付表2-3⑰B}$$

③ 合計額(①+②)

(税率6.24%適用分) (税率7.8%適用分)

$$179,111円 + 3,361,090円 = 3,540,201円 \dots \text{付表2-3⑰C}$$

(ロ) 非課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額

記載省略

(ハ) 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等の税額

① 税率6.24%適用分

$$3,130,000円 \times \frac{6.24}{108} = 180,844円 \cdots \text{付表2-3⑱A}$$

② 税率7.8%適用分

$$26,870,000円 \times \frac{7.8}{110} = 1,905,327円 \cdots \text{付表2-3⑱B}$$

③ 合計額 (①+②)

$$\begin{array}{l} \text{(税率6.24\%適用分)} \quad \text{(税率7.8\%適用分)} \\ 180,844円 + 1,905,327円 = 2,086,171円 \cdots \text{付表2-3⑱C} \end{array}$$

(ニ) 個別対応方式による仕入控除税額

① 税率6.24%適用分

$$\begin{array}{l} \text{(イ)①の金額} \quad \text{(ハ)①の金額} \quad \text{(課税売上割合)} \\ 179,111円 + 180,844円 \times \frac{112,727,272円}{164,227,272円} = 303,244円 \\ \cdots \text{計算表5(2)①、付表2-3⑲A} \end{array}$$

② 税率7.8%適用分

$$\begin{array}{l} \text{(イ)②の金額} \quad \text{(ハ)②の金額} \quad \text{(課税売上割合)} \\ 3,361,090円 + 1,905,327円 \times \frac{112,727,272円}{164,227,272円} = 4,668,925円 \\ \cdots \text{計算表5(2)①、付表2-3⑲B} \end{array}$$

③ 合計額 (①+②)

$$\begin{array}{l} \text{(税率6.24\%適用分)} \quad \text{(税率7.8\%適用分)} \\ 303,244円 + 4,668,925円 = 4,972,169円 \cdots \text{付表2-3⑲C} \end{array}$$

4) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）の計算【計算表2～5を使用します】

イ 資産の譲渡等の対価以外の収入を区分します（計算表2(1)・2(2)を使用します。）

$$\begin{array}{l} \text{特定収入の合計額}^{\text{(注)}} = \begin{array}{l} \text{(補助金収入)} \quad \text{(寄附金収入)} \quad \text{(配当金収入)} \quad \text{(保険金収入)} \\ (20,000,000円 + 15,000,000円) + 3,000,000円 + 1,000,000円 + 2,500,000円 \\ = 41,500,000円 \cdots \text{計算表2(1)⑰A} \end{array} \end{array}$$

(注) 補助金等のうち、交付要綱等において人件費（通勤手当を除く。）に充てることとされているものは、「特定収入」に該当しません。

ロ 特定収入割合の計算（計算表3を使用します。）

特定収入割合の計算を行い、特定収入に係る調整計算の要否を判定します。

$$\text{特定収入割合} = \frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額}^{(注)} + \text{特定収入の合計額}}$$

(注) 資産の譲渡等の対価の額の合計額 = 課税売上高(税抜き) + 免税売上高
+ 非課税売上高 + 国外売上高

$$= \frac{41,500,000\text{円 (計算表2(1)⑰A)}}{(112,727,272\text{円} + 51,500,000\text{円}) \text{ (計算表1⑥C)} + 41,500,000\text{円}}$$

$$= \frac{41,500,000\text{円}}{205,727,272\text{円}} = 20.2\% \text{ (小数点第4位以下切上げ)} \cdots \text{計算表3④}$$

→ 特定収入割合が5%を超えているため、特定収入に係る調整計算を行う必要があります。

ハ 調整後税額の計算（計算表4・5(2)を使用します。）

計算表4を使用して調整割合を算出します。

$$\text{調整割合} = \frac{6,500,000}{170,727,272} \cdots \text{計算表4④、計算表5(2)⑭}$$

(イ) 税率6.24%適用分

- ① 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入に係る税額

$$1,100,000\text{円 (計算表5(2)②)} \times \frac{6.24}{108} = 63,555\text{円} \cdots \text{計算表5(2)③}$$

- ② 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入に係る税額

$$800,000\text{円 (計算表5(2)④)} \times \frac{6.24}{108} = 46,222\text{円} \cdots \text{計算表5(2)⑤}$$

(課税売上割合・計算表5(2)⑩)

$$46,222\text{円} \times \frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 31,727\text{円} \cdots \text{計算表5(2)⑪}$$

- ③ 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（使途不特定の特定収入）に係る税額

$$\begin{array}{r} \text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(-)①)} \\ 303,244\text{円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{(①の金額)} \\ \text{(②の金額)} \\ (63,555\text{円} + 31,727\text{円}) \end{array} = 207,962\text{円} \cdots \text{計算表5(2)⑫} \cdots \text{計算表5(2)⑬}$$

(調整割合・計算表5(2)⑭)

$$207,962\text{円} \times \frac{6,500,000\text{円}}{170,727,272\text{円}} = 7,917\text{円} \cdots \text{計算表5(2)⑮}$$

- ④ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）（①+②+③）

$$\begin{array}{r} \text{(①の金額)} \\ \text{(②の金額)} \\ \text{(③の金額)} \\ 63,555\text{円} + 31,727\text{円} + 7,917\text{円} \end{array} = 103,199\text{円} \cdots \text{計算表5(2)⑯}$$

- ⑤ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

$$\begin{aligned} & \text{(調整前の仕入控除税額=3ロ(-)①)} \quad \text{(④の金額)} \\ \text{控除対象仕入税額} &= 303,244\text{円} - 103,199\text{円} = 200,045\text{円} \\ & \dots \text{計算表5(2)⑰、付表2-3⑳A、付表1-3④A} \end{aligned}$$

(ロ) 税率7.8%適用分

- ① 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入に係る税額

$$18,900,000\text{円 (計算表5(2)⑥)} \times \frac{7.8}{110} = 1,340,181\text{円} \dots \text{計算表5(2)⑦}$$

- ② 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入に係る税額

$$14,200,000\text{円 (計算表5(2)⑧)} \times \frac{7.8}{110} = 1,006,909\text{円} \dots \text{計算表5(2)⑨}$$

(課税売上割合・計算表5(2)⑩)

$$1,006,909\text{円} \times \frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 691,152\text{円} \dots \text{計算表5(2)⑪}$$

- ③ 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（用途不特定の特定収入）に係る税額

$$\begin{aligned} & \text{(調整前の仕入控除税額=3ロ(-)②)} \quad \text{(①の金額)} \quad \text{(②の金額)} \\ 4,668,925\text{円} & - (1,340,181\text{円} + 691,152\text{円}) = 2,637,592\text{円} \\ & \dots \text{計算表5(2)⑫} \quad \dots \text{計算表5(2)⑬} \end{aligned}$$

(調整割合・計算表5(2)⑭)

$$2,637,592\text{円} \times \frac{6,500,000\text{円}}{170,727,272\text{円}} = 100,419\text{円} \dots \text{計算表5(2)⑮}$$

- ④ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）（①+②+③）

$$\begin{aligned} & \text{(①の金額)} \quad \text{(②の金額)} \quad \text{(③の金額)} \\ 1,340,181\text{円} & + 691,152\text{円} + 100,419\text{円} = 2,131,752\text{円} \\ & \dots \text{計算表5(2)⑯} \end{aligned}$$

- ⑤ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

$$\begin{aligned} & \text{(調整前の仕入控除税額=3ロ(-)②)} \quad \text{(④の金額)} \\ \text{控除対象仕入税額} &= 4,668,925\text{円} - 2,131,752\text{円} = 2,537,173\text{円} \\ & \dots \text{計算表5(2)⑰、付表2-3⑳B、付表1-3④B} \end{aligned}$$

(ハ) 控除対象仕入税額（(イ)+(ロ)）

$$\begin{aligned} & \text{(税率6.24%適用分)} \quad \text{(税率7.8%適用分)} \\ 200,045\text{円} & + 2,537,173\text{円} = 2,737,218\text{円} \\ & \dots \text{付表2-3⑳C、付表1-3④C、第一表④} \end{aligned}$$

(5) 納付税額の計算

イ 差引税額

$$\begin{aligned} & \text{(課税標準に対する消費税額)} \quad \text{(控除対象仕入税額)} \\ & \text{(2)} \quad \text{(4)ハ(ハ)} \\ 8,792,706\text{円} & - 2,737,218\text{円} = 6,055,488\text{円} \\ 6,055,488\text{円} & \rightarrow 6,055,400\text{円 (100円未満切捨て)} \\ & \dots \text{付表1-3⑨・⑪、第一表⑨・⑱、第二表⑳・㉓} \end{aligned}$$

ロ 納付税額

(差引税額) (中間納付税額)
 6,055,400円 - 761,900円 = 5,293,500円・・・第一表⑪

ハ 地方消費税（譲渡割額）の納税額

(消費税の差引税額)
 6,055,400円 × $\frac{22}{78}$ = 1,707,933円
 1,707,933円 → 1,707,900円（100円未満切捨て）
 ……付表1-3⑬、第一表⑳

ニ 地方消費税の納付譲渡割額

(譲渡割額納税額) (中間納付税額)
 1,707,900円 - 214,800円 = 1,493,100円・・・第一表㉑

ホ 消費税及び地方消費税の合計額

(消費税額) (地方消費税額)
 5,293,500円 + 1,493,100円 = 6,786,600円・・・第一表㉒

計算表 1 資産の譲渡等の対価の額の計算表

内 容		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合 計 C
		円	円	円
課税売上げ	通常の課税売上げ・ 役員への贈与及び低額譲渡 ①		112,727,272	112,727,272
	課税標準額に対する消費税額 の計算の特例適用の課税 売上げ ②			
	免税売上げ（輸出取引等） ③			
	非課税売上げ ④			51,500,000
	国外における資産の譲渡等の対価の額 ⑤			
	資産の譲渡等の対価の額の合計額 ⑥			計算表 3①、計算表 4①～ 164,227,272

計算表2 特定収入の金額及びその内訳書

(1) 特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳書

内 容	資産の譲渡等の 対価以外の収入	左のうち 特定収入		A - (B + C) (「課税仕入れ等 に係る特定収入以外 の特定収入」)		
		A	B		C	D
租 税	①	円	円	円	円	円
補助金・交付金等	②	45,000,000	35,000,000	1,900,000	33,100,000	0
他会計からの繰入金	③					
寄 附 金	④	3,000,000	3,000,000			3,000,000
出資に対する配当金	⑤	1,000,000	1,000,000			1,000,000
保 険 金	⑥	2,500,000	2,500,000			2,500,000
損 害 賠 償 金	⑦					
会 費 ・ 入 会 金	⑧					
喜 捨 金	⑨					
債 務 免 除 益	⑩					
借 入 金	⑪					
出 資 の 受 入 れ	⑫					
貸 付 回 収 金	⑬					
	⑭					
	⑮					
	⑯					
合 計	⑰	51,500,000	41,500,000	1,900,000	33,100,000	6,500,000

(注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表 2 特定収入の金額及びその内訳書（個別対応方式用）

(2) 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入、課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入の内訳書

※ この表は、課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合のみ、使用します。

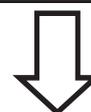
内 容		課税仕入れ等 (税率6.24%) に係る特定収入 (計算表 2 (1) B)	うち課税売 上げにのみ要 する課税仕入 れ等にのみ使 途が特定され ている特定収入	うち課税・非 課税売上げに 共通して要す る課税仕入れ 等にのみ使途 が特定されて いる特定収入	課税仕入れ等 (税率7.8%) に係る特定収入 (計算表 2 (1) C)	うち課税売 上げにのみ要 する課税仕入 れ等にのみ使 途が特定され ている特定収入	うち課税・非 課税売上げに 共通して要す る課税仕入れ 等にのみ使途 が特定されて いる特定収入
		円	E 円	F 円	円	G 円	H 円
租 税	①						
補 助 金 ・ 交 付 金 等	②	1,900,000	1,100,000	800,000	33,100,000	18,900,000	14,200,000
他 会 計 か ら の 繰 入 金	③						
寄 附 金	④						
出 資 に 対 す る 配 当 金	⑤						
保 険 金	⑥						
損 害 賠 償 金	⑦						
会 費 ・ 入 会 金	⑧						
喜 捨 金	⑨						
債 務 免 除 益	⑩						
借 入 金	⑪						
出 資 の 受 入 れ	⑫						
貸 付 回 収 金	⑬						
	⑭						
	⑮						
	⑯						
合 計	⑰	1,900,000	1,100,000	800,000	33,100,000	18,900,000	14,200,000

(注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表3 特定収入割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表1⑥C）	①	円 164,227,272
特定収入の合計額（計算表2(1)⑰A）	②	41,500,000
分母の額（①+②）	③	205,727,272
特定収入割合（②÷③）	④	20.2 %

(注) ④欄は、小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。



- 特定収入割合が
- ・ 5%を超える場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き「計算表4、5」の作成を行います。
 - ・ 5%以下の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。

計算表4 調整割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表1⑥C）	①	円 164,227,272
課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（計算表2(1)⑰D）	②	6,500,000
分母の額（①+②）	③	170,727,272
調整割合 $\left(\frac{\text{②の金額}}{\text{③の金額}} \right)$	④	計算表5(1)⑦、(2)⑭、(3)⑨へ <u>6,500,000</u> 170,727,272

計算表 5 控除対象仕入税額の調整計算表（個別対応方式用）

(2) 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
		円	円
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	303,244	4,668,925
課税売上げにのみ要する課税仕入れ等（税率6.24%）にのみ使途が特定されている特定収入（計算表2(2)⑩E）	②	1,100,000	/
②× $\frac{6.24}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	③	63,555	/
課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等（税率6.24%）にのみ使途が特定されている特定収入（計算表2(2)⑩F）	④	800,000	/
④× $\frac{6.24}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	⑤	46,222	/
課税売上げにのみ要する課税仕入れ等（税率7.8%）にのみ使途が特定されている特定収入（計算表2(2)⑩G）	⑥	/	18,900,000
⑥× $\frac{7.8}{110}$ （1円未満の端数切捨て）	⑦	/	1,340,181
課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等（税率7.8%）にのみ使途が特定されている特定収入（計算表2(2)⑩H）	⑧	/	14,200,000
⑧× $\frac{7.8}{110}$ （1円未満の端数切捨て）	⑨	/	1,006,909
課税売上割合（準ずる割合の承認を受けている場合はその割合）	⑩	$\frac{112,727,272}{164,227,272}$	
⑤×⑩、⑨×⑩（いずれも1円未満の端数切捨て）	⑪	31,727	691,152
③+⑪、⑦+⑪	⑫	95,282	2,031,333
①-⑫	⑬	207,962	2,637,592
調整割合（計算表4④）	⑭	$\frac{6,500,000}{170,727,272}$	
⑬×⑭（1円未満の端数切捨て）	⑮	7,917	100,419
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（⑫+⑮）	⑯	103,199	2,131,752
控除対象仕入税額（①-⑯）	⑰	200,045	2,537,173

(注) ⑬、⑮、⑯、⑰欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。



○ 税率6.24%適用分の⑰欄の金額が

- ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の⑳A欄及び「申告書付表1-3」の④A欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
- ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑A欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

○ 税率7.8%適用分の⑰欄の金額が

- ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑B欄及び「申告書付表1-3」の④B欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
- ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑B欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		令和4.4.1~令和5.3.31	氏名又は名称	公益財団法人〇〇協会
区分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)
課税標準額	①	000	112,727,000	112,727,000
課税資産の譲渡等の対価の額	①		112,727,272	112,727,272
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額	①			
消費税額	②		8,792,706	8,792,706
控除過大調整税額	③			
控除対象仕入税額	④	200,045	2,537,173	2,737,218
返還等対価に係る税額	⑤			
内 売上げの返還等対価に係る税額	⑤			
内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤			
貸倒れに係る税額	⑥			
控除税額小計	⑦	200,045	2,537,173	2,737,218
控除不足還付税額	⑧			
差引税額	⑨			6,055,400
地方消費税の課税標準額	⑩			
差引税額	⑪			6,055,400
還付額	⑫			
割納税額	⑬			1,707,900

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

課税標準額等の内訳書

整理番号	□□□□□□□□□□
------	------------

法人用

納税地	〇〇区〇〇3-1-1 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	コウエキザイダンホウジン マルマルキョウカイ
法人名	公益財団法人 〇〇協会
(フリガナ)	ザイダン イチロウ
代表者氏名	財団 一郎

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38② 52

第二表

自 令和 04年04月01日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 05年03月31日

(中間申告 自 令和 □□年□□月□□日) 令和四年四月一日以後終了課税期間分
 の場合の
 対象期間 至 令和 □□年□□月□□日)

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	01
※申告書(第一表)の①欄へ		112727000	

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②		02
	4%適用分	③		03
	6.3%適用分	④		04
	6.24%適用分	⑤		05
	7.8%適用分	⑥	112727272	06
			⑦	112727272
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧		11
	7.8%適用分	⑨		12
		⑩		13

消費税額	⑪	8792706	21	
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪の内訳	3%適用分	⑫		22
	4%適用分	⑬		23
	6.3%適用分	⑭		24
	6.24%適用分	⑮		25
	7.8%適用分	⑯	8792706	26

返還等対価に係る税額	⑰		31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)		⑳	6055400	41
	4%適用分	㉑		42
	6.3%適用分	㉒		43
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	6055400	44

(注1) ⑥～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
 (注2) ㉒～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

2 一括比例配分方式を採用している場合

(1) 課税標準額

（個別対応方式を採用している場合（36頁(1)）と同様です。）
→ 112,727,000円

(2) 課税標準額に対する消費税額

（個別対応方式を採用している場合（37頁(2)）と同様です。）
→ 8,792,706円

(3) 調整前の仕入控除税額の計算【計算表1を使用します】

イ 課税売上割合

（個別対応方式を採用している場合（37頁(3)イ）と同様です。）
$$\frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 68.64\dots\% < 95\%$$

ロ 調整前の仕入控除税額

(イ) 課税仕入れに係る消費税額

① 税率6.24%適用分

$$7,000,000\text{円} \times \frac{6.24}{108} = 404,444\text{円} \dots \text{付表2-3⑩A}$$

② 税率7.8%適用分

$$78,000,000\text{円} \times \frac{7.8}{110} = 5,530,909\text{円} \dots \text{付表2-3⑩B}$$

③ 合計額（①+②）

$$\begin{array}{l} \text{(税率6.24\%適用分)} \\ 404,444\text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(税率7.8\%適用分)} \\ 5,530,909\text{円} \end{array} = 5,935,353\text{円} \dots \text{付表2-3⑩C}$$

(ロ) 一括比例配分方式による仕入控除税額

① 税率6.24%適用分

$$\begin{array}{l} \text{((イ)①の金額)} \\ 404,444\text{円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(課税売上割合)} \\ \frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} \end{array} = 277,614\text{円} \dots \text{計算表5(3)①、付表2-3⑩A}$$

② 税率7.8%適用分

$$\begin{array}{l} \text{((イ)②の金額)} \\ 5,530,909\text{円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(課税売上割合)} \\ \frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} \end{array} = 3,796,472\text{円} \dots \text{計算表5(3)①、付表2-3⑩B}$$

③ 合計額 (①+②)

$$\begin{array}{l} \text{(税率6.24\%適用分)} \quad \text{(税率7.8\%適用分)} \\ 277,614\text{円} + 3,796,472\text{円} = 4,074,086\text{円} \end{array}$$

・・・付表2-3②C

4) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）の計算【計算表2～5を使用します】

イ 資産の譲渡等の対価以外の収入を区分します（計算表2(1)を使用します。）

個別対応方式を採用している場合（38頁(4)イ）と同様です。
→ 特定収入の合計額 = 41,500,000円

ロ 特定収入割合の計算（計算表3を使用します。）

個別対応方式を採用している場合（39頁(4)ロ）と同様です。
$$\frac{41,500,000\text{円}}{205,727,272\text{円}} = 20.2\% \text{ (小数点第4位以下切上げ)}$$

→ 特定収入割合が5%を超えているため、特定収入に係る調整計算を行う必要があります。

ハ 調整後税額の計算（計算表4・5(3)を使用します。）

個別対応方式を採用している場合（39頁(4)ハ）と同様です。
調整割合 = $\frac{6,500,000}{170,727,272}$ ・・・計算表4④

(イ) 税率6.24%適用分

① 課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入に係る税額

$$1,900,000\text{円 (計算表5(3)②)} \times \frac{6.24}{108} = 109,777\text{円} \quad \dots \text{計算表5(3)③}$$

(課税売上割合・計算表5(3)⑥)

$$109,777\text{円 (計算表5(3)③)} \times \frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 75,352\text{円}$$

・・・計算表5(3)⑦

② 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（使途不特定の特定収入）に係る税額

(調整前の仕入控除税額=③ロ(イ)①) (①の金額)

$$277,614\text{円} - 75,352\text{円} = 202,262\text{円} \quad \dots \text{計算表5(3)⑧}$$

(調整割合・計算表5(3)⑨)

$$202,262\text{円} \times \frac{6,500,000\text{円}}{170,727,272\text{円}} = 7,700\text{円} \quad \dots \text{計算表5(3)⑩}$$

③ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）(①+②)

(①の金額) (②の金額)

$$75,352\text{円} + 7,700\text{円} = 83,052\text{円} \quad \dots \text{計算表5(3)⑪}$$

- ④ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

(調整前の仕入控除税額=③ロ(㍑)①) (③の金額)

$$\text{控除対象仕入税額} = 277,614\text{円} - 83,052\text{円} = 194,562\text{円}$$

・・・計算表5(3)⑫、付表2-3⑭A、付表1-3④A

(ロ) 税率7.8%適用分

- ① 課税仕入れ等にもみ使途が特定されている特定収入に係る税額

$$33,100,000\text{円 (計算表5(3)④)} \times \frac{7.8}{110} = 2,347,090\text{円}$$

(課税売上割合・計算表5(3)⑥) ・・・計算表5(3)⑤

$$2,347,090\text{円} \times \frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 1,611,066\text{円} \quad \dots \text{計算表5(3)⑦}$$

- ② 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（使途不特定の特定収入）に係る税額

(調整前の仕入控除税額=③ロ(㍑)②) (①の金額)

$$3,796,472\text{円} - 1,611,066\text{円} = 2,185,406\text{円} \quad \dots \text{計算表5(3)⑧}$$

(調整割合・計算表5(3)⑩)

$$2,185,406\text{円} \times \frac{6,500,000\text{円}}{170,727,272\text{円}} = 83,203\text{円} \quad \dots \text{計算表5(3)⑩}$$

- ③ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）（①+②）

(①の金額) (②の金額)

$$1,611,066\text{円} + 83,203\text{円} = 1,694,269\text{円} \quad \dots \text{計算表5(3)⑪}$$

- ④ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

(調整前の仕入控除税額=③ロ(㍑)②) (③の金額)

$$\text{控除対象仕入税額} = 3,796,472\text{円} - 1,694,269\text{円} = 2,102,203\text{円}$$

・・・計算表5(3)⑫、付表2-3⑭B、付表1-3④B

(ハ) 合計額 ((イ) + (ロ))

(税率6.24%適用分) (税率7.8%適用分)

$$194,562\text{円} + 2,102,203\text{円} = 2,296,765\text{円}$$

・・・付表2-3⑭C、付表1-3④C、第一表④

(5) 納付税額の計算

イ 差引税額

(課税標準に対する消費税額)
(2)

(控除対象仕入税額)
(4)^(ハ)

$$8,792,706\text{円} - 2,296,765\text{円} = 6,495,941\text{円}$$

$$6,495,941\text{円} \rightarrow 6,495,900\text{円 (100円未満切捨て)}$$

・・・付表1-3⑨・⑪、第一表⑨・⑱、第二表⑳・㉓

□ 納付税額

(差引税額) (中間納付税額)
 6,495,900円 - 761,900円 = 5,734,000円
 …… 第一表①

ハ 地方消費税（譲渡割額）の納税額

(消費税の差引税額)
 6,495,900円 × $\frac{22}{78}$ = 1,832,176円
 1,832,176円 → 1,832,100円 (100円未満切捨て)
 …… 付表1-3⑬、第一表⑳

ニ 地方消費税の納付譲渡割額

(譲渡割額納税額) (中間納付税額)
 1,832,100円 - 214,800円 = 1,617,300円 …… 第一表㉒

ホ 消費税及び地方消費税の合計額

(消費税額) (地方消費税額)
 5,734,000円 + 1,617,300円 = 7,351,300円 …… 第一表㉔

計算表 1 資産の譲渡等の対価の額の計算表

内 容		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合 計 C
		円	円	円
課 税 売 上 げ	通常の課税売上げ・役員への贈与及び低額譲渡 ①		112,727,272	112,727,272
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例適用の課税売上げ ②			
	免税売上げ（輸出取引等） ③			
	非課税売上げ ④			51,500,000
	国外における資産の譲渡等の対価の額 ⑤			
	資産の譲渡等の対価の額の合計額 ⑥			計算表 3①、計算表 4①へ 164,227,272

計算表 2 特定収入の金額及びその内訳書

(1) 特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳書

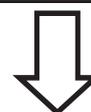
内 容	資産の譲渡等の 対価以外の収入	左のうち 特定収入 A	うち税率6.24%が 適用される課税 仕入れ等のみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等 に係る特定収入」)	うち税率7.8%が 適用される課税 仕入れ等のみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等 に係る特定収入」)	A - (B + C) (「課税仕入れ等 に係る特定収入以外 の特定収入」)
			B	C	
		円	円	円	円
租 税 ①					
補助金・交付金等 ②	45,000,000	35,000,000	1,900,000	33,100,000	0
他会計からの繰入金 ③					
寄 附 金 ④	3,000,000	3,000,000			3,000,000
出資に対する配当金 ⑤	1,000,000	1,000,000			1,000,000
保 険 金 ⑥	2,500,000	2,500,000			2,500,000
損 害 賠 償 金 ⑦					
会 費 ・ 入 会 金 ⑧					
喜 捨 金 ⑨					
債 務 免 除 益 ⑩					
借 入 金 ⑪					
出 資 の 受 入 れ ⑫					
貸 付 回 収 金 ⑬					
⑭					
⑮					
⑯					
合 計 ⑰	51,500,000	41,500,000	1,900,000	33,100,000	6,500,000

(注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表3 特定収入割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表1⑥C）	①	円 164,227,272
特定収入の合計額（計算表2(1)⑰A）	②	41,500,000
分母の額（①+②）	③	205,727,272
特定収入割合（②÷③）	④	20.2 %

(注) ④欄は、小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。



○ 特定収入割合が

- ・ 5%を超える場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き「計算表4、5」の作成を行います。
- ・ 5%以下の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。

計算表4 調整割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表1⑥C）	①	円 164,227,272
課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（計算表2(1)⑰D）	②	6,500,000
分母の額（①+②）	③	170,727,272
調整割合 $\left(\frac{\text{②の金額}}{\text{③の金額}} \right)$	④	計算表5(1)⑦、(2)⑭、(3)⑨へ <u>6,500,000</u> 170,727,272

計算表 5 控除対象仕入税額の調整計算表（一括比例配分方式用）

(3) 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
		円	円
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	277,614	3,796,472
課税仕入れ等（税率6.24%）にのみ用途が特定されている特定収入 （「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表2(1)⑩B）	②	1,900,000	/
②× $\frac{6.24}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	③	109,777	/
課税仕入れ等（税率7.8%）にのみ用途が特定されている特定収入 （「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表2(1)⑩C）	④	/	33,100,000
④× $\frac{7.8}{110}$ （1円未満の端数切捨て）	⑤	/	2,347,090
課税売上割合	⑥	$\frac{112,727,272}{164,227,272}$	
③×⑥、⑤×⑥（いずれも1円未満の端数切捨て）	⑦	75,352	1,611,066
①－⑦	⑧	202,262	2,185,406
調整割合（計算表4④）	⑨	$\frac{6,500,000}{170,727,272}$	
⑧×⑨（1円未満の端数切捨て）	⑩	7,700	83,203
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（⑦＋⑩）	⑪	83,052	1,694,269
控除対象仕入税額（①－⑪）	⑫	194,562	2,102,203

(注) ⑧、⑩、⑪、⑫欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。

○ 税率6.24%適用分の⑫欄の金額が

- ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の②A欄及び「申告書付表1-3」の④A欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
- ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の⑤A欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

○ 税率7.8%適用分の⑫欄の金額が

- ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の②B欄及び「申告書付表1-3」の④B欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
- ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の⑤B欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		令和4・4・1～令和5・3・31		氏名又は名称		公益財団法人〇〇協会	
区分		税率 6.24 % 適用分 A		税率 7.8 % 適用分 B		合計 C (A+B)	
課税標準額		000		112,727,000		112,727,000	
① 課税資産の譲渡等 の対価の額		※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ		※第二表の⑦欄へ	
① 1				112,727,272		112,727,272	
① 2 内 課税 特定課税仕入れに 係る支払対価の額		※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑨欄へ		※第二表の⑩欄へ	
① 2							
② 消費税額		※第二表の⑬欄へ		※第二表の⑬欄へ		※第二表の⑬欄へ	
②				8,792,706		8,792,706	
③ 控除過大調整税額		(付表2-3の⑳・㉑A欄の合計金額)		(付表2-3の⑳・㉑B欄の合計金額)		※第一表の③欄へ	
③							
④ 控除対象仕入税額		(付表2-3の㉒A欄の金額)		(付表2-3の㉒B欄の金額)		※第一表の④欄へ	
④		194,562		2,102,203		2,296,765	
⑤ 返還等対価に係る税額						※第二表の⑰欄へ	
⑤							
⑤ 1 ⑤ 売上げの返還等 の対価に係る税額						※第二表の⑱欄へ	
⑤ 1							
⑤ 2 内 課税 特定課税仕入れの 返還等対価に係る 税額		※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。				※第二表の⑲欄へ	
⑤ 2							
⑥ 貸倒れに係る税額						※第一表の⑥欄へ	
⑥							
⑦ 控除税額小計 (④+⑤+⑥)		194,562		2,102,203		2,296,765	
⑦							
⑧ 控除不足還付税額 (⑦-②-③)						※第一表の⑧欄へ	
⑧							
⑨ 差引税額 (②+③-⑦)						※第一表の⑨欄へ	
⑨						6,495,900	
⑩ 地方消費税の課税標準額 控除不足還付税額 (⑧)						※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の㉔及び㉕欄へ	
⑩							
⑪ 差引税額 (⑨)						※第一表の⑪欄へ ※第二表の㉔及び㉕欄へ	
⑪						6,495,900	
⑫ 還付額						⑩C欄×22/78 ※第一表の⑫欄へ	
⑫							
⑬ 割納税額						⑩C欄×22/78 ※第一表の⑬欄へ	
⑬						1,832,100	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

課税期間		令和4.4.1~令和5.3.31	氏名又は名称		公益財団法人〇〇協会
項目		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)	
		円	円	円	
課税売上額 (税抜き)	①		112,727,272	112,727,272	
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)	④			※第一表の時価へ 112,727,272	
課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)	⑤			112,727,272	
非課税売上額	⑥			51,500,000	
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)	⑦			※第一表の時価へ 164,227,272	
課税売上割合 (④ / ⑦)	⑧			[68.6%] ※繰数切捨て	
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑨	7,000,000	78,000,000	85,000,000	
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×6.24/108) 404,444	(⑨B欄×7.8/110) 5,530,909	5,935,353	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫		(⑪B欄×7.8/100)		
課税貨物に係る消費税額	⑬				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭				
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮	404,444	5,530,909	5,935,353	
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯				
課税5課95 税億% 売末 売円 上満 上超 割の 高又 がは が合 控の 除 調 税 額整 差 引	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰			
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱			
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑰)+(⑱×④/⑦)]	⑲			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑰×④/⑦)	⑳	277,614	3,796,472	4,074,086
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑				
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒				
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓				
控除対象仕入税額 [(⑰、⑱又は⑳)の金額±㉑±㉒±㉓]がプラスの時	㉔	※付表1-3の④A欄へ 194,562	※付表1-3の④B欄へ 2,102,203	2,296,765	
控除過大調整税額 [(⑰、⑱又は⑳)の金額±㉑±㉒±㉓]がマイナスの時	㉕	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ		
貸倒回収に係る消費税額	㉖	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑨及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

課税標準額等の内訳書

整理番号	□□□□□□□□□□
------	------------

法人用

納税地	〇〇区〇〇3-1-1 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	コウエキザイダンホウジン マルマルキョウカイ
法人名	公益財団法人 〇〇協会
(フリガナ)	ザイダン イチロウ
代表者氏名	財団 一郎

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38② 52

第二表

自 令和 04年04月01日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 05年03月31日

(中間申告 自 令和 □□年□□月□□日)
 の場合の
 対象期間 至 令和 □□年□□月□□日)

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
※申告書(第一表)の①欄へ	112727000	01

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤		05
	7.8 % 適用分	⑥	112727272	06
		⑦	112727272	07
	特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧	
7.8 % 適用分		⑨		12
		⑩		13

消費税額	⑪	8792706	21	
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭		24
	6.24 % 適用分	⑮		25
	7.8 % 適用分	⑯	8792706	26

返還等対価に係る税額	⑰		31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)		⑳	6495900	41
	4 % 適用分	㉑		42
	6.3 % 適用分	㉒		43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	6495900	44

(注1) ⑧～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
 (注2) ㉒～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

令和 年 月 日		〇〇 税務署長殿
納税地	〇〇区〇〇3-1-1 (電話番号 03 - 0000 - 0000)	
法人名	(フリガナ) コウエキザイダンハウジン マルマルキョウカイ 公益財団法人 〇〇協会	
法人番号	1 〇 〇 〇 〇 〇 3 〇 〇 〇 〇 2 〇 〇 〇 〇	
代表者氏名	(フリガナ) ザイダン イチロウ 財団 一郎	

※ 税務署 処理 欄	一連番号			
	申告年月日	令和	年	月
	申告区分	指導等	庁指定	局指定
	通信日付印	確認		
	指 導 年 月 日	相談	区分1	区分2

法人用

第一表

自 平成 04年04月01日
至 令和 05年03月31日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百万千百十一円	
課税標準額	①	1 1 2 7 2 7 0 0 0	03
消費税額	②	8 7 9 2 7 0 6	06
控除過大調整税額	③		07
控除税額	控除対象仕入税額	④	2 2 9 6 7 6 5
	返還等対価に係る税額	⑤	
	貸倒れに係る税額	⑥	
	控除税額小計	⑦	2 2 9 6 7 6 5
控除不足還付税額	⑧		13
差引税額	⑨	6 4 9 5 9 0 0	15
中間納付税額	⑩	7 6 1 9 0 0	16
納付税額	⑪	5 7 3 4 0 0 0	17
中間納付還付税額	⑫		0 0
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬	
	差引納付税額	⑭	0 0
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	1 1 2 7 2 7 2 7 2
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	1 6 4 2 2 7 2 7 2
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	
	差引税額	⑱	6 4 9 5 9 0 0
譲渡割額	還付額	⑲	
	納税額	⑳	1 8 3 2 1 0 0
中間納付譲渡割額	㉑	2 1 4 8 0 0	55
納付譲渡割額	㉒	1 6 1 7 3 0 0	56
中間納付還付譲渡割額	㉓		0 0
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔	
	差引納付譲渡割額	㉕	0 0
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	7 3 5 1 3 0 0	60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	34
	課税標準額に対する消費税額の特例の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	35
参考事項	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	控除算方法	<input type="radio"/>	個別対応式	41	
		上記以外	<input type="radio"/>	一括比例配分方式		
基準期間の課税売上高	109,523 千円					
還す付るを金受融けよう等	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
※税務署整理欄						

税理士名	公益 太郎
	(電話番号 03 - 0000 - 0000)

- 税理士法第30条の書面提出有
- 税理士法第33条の2の書面提出有

⑳ = (①+②) - (④+⑤+⑥+⑦)・修正申告の場合㉖ = (①+②) - ㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表1～5」は国税庁ホームページ（国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税）からダウンロードすることができます。

参考

消費税及び地方消費税の申告書（一般用）
への転記項目一覧

上記事例1及び事例2の(1)～(5)で計算した金額はそれぞれの箇所を示した「計算表」、「付表」及び「申告書」の各欄にそれぞれ転記しますが、「付表」と「申告書」の転記関係をまとめると次のようになります。

○申告書第二表

申告書第二表の記載項目			転記元項目
課税標準額	①		付表1-3 ①C欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	6.24%適用分	⑤	付表1-3 ①-1 A欄の金額
	7.8%適用分	⑥	付表1-3 ①-1 B欄の金額
		⑦	付表1-3 ①-1 C欄の金額
消費税額	⑪		付表1-3 ②C欄の金額
⑪の内訳	6.24%適用分	⑮	付表1-3 ②A欄の金額
	7.8%適用分	⑯	付表1-3 ②B欄の金額
返還等対価に係る税額	⑰		付表1-3 ⑤C欄の金額
売上げの返還等対価に係る税額	⑱		付表1-3 ⑤-1 C欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳	付表1-3 ⑩欄（プラスの場合） 又は⑩欄（マイナスの場合）の金額
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	付表1-3 ⑩欄（プラスの場合） 又は⑩欄（マイナスの場合）の金額

○申告書第一表

申告書第一表の記載項目			転記元項目
課税標準額	①		申告書第二表①欄の金額
消費税額	②		申告書第二表⑪欄の金額
控除過大調整税額	③		付表1-3 ③C欄の金額
控除税額	控除対象仕入税額	④	付表1-3 ④C欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤	申告書第二表⑰欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥	付表1-3 ⑥C欄の金額
	控除税額小計	⑦	付表1-3 ⑦C欄の金額
控除不足還付税額	⑧		付表1-3 ⑧欄の金額
差引税額	⑨		付表1-3 ⑨欄の金額
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	付表2-3 ④欄の金額
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	付表2-3 ⑦欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	付表1-3 ⑩欄の金額
	差引税額	⑱	付表1-3 ⑪欄の金額
譲渡割額	還付額	⑲	付表1-3 ⑫欄の金額
	納税額	㉓	付表1-3 ⑬欄の金額